

平和運動センター通信 原水禁ヒロシマニュース

No. 213

2018年
11月号
(11月1日)

発行責任者
渡辺 宏
(事務局長)

- 発行：広島県平和運動センター
原水爆禁止広島県協議会（広島県原水禁）
- 〒733-0013 広島市西区横川新町7-22 自治労会館 1階
- Tel:082-503-5855 FAX:082-294-4555
- E-mail:h-heiwa@chive.ocn.ne.jp
- 広島県原水禁 ホームページ <http://www.hiroshimaken-gensuikin.org/>
—子どもや孫たちに、戦争も核もない、美しい地球を！—

10月24日臨時国会が開会され、自民党が安倍総理の意向を受けて、憲法改正に向けて憲法審査会に提案すると表明しました。自民党の憲法調査会のメンバーを側近にすり替え、何が何でも安倍政権最後の政治目標である改憲による自衛隊を戦争のできる「国軍」に位置付けるため、「安倍の、安倍による、安倍のための」改憲でしかありません。

森・加計問題の国会追求から逃げて、安倍政治批判のマスコミを脅し、世論を封じ込めて国民の不満を「外敵」に向けさせ、「立憲主義」を称える勢力を敵視してきた安倍陣営は、今国会も開き直りをしていくことが必至です。安倍政治の「レームダック」の始まりです。自信をもってしっかりと闘いましょう。

――目次――

- 1頁：11月・12月初旬の活動予定（11/1現在）
- 2頁：10/3 安倍改憲NO！街頭行動（10月3日：本通り電停青山前）
- 3頁：10/9 被爆二世集団訴訟第6回口頭弁論報告
- 4頁：部落解放・人権確立を求める県民集会
- 5頁：朝鮮学校無償化裁判支援行動
- 6頁：第11回中国人受難者追悼・平和と友好を記念する集い
- 7頁：第24回広島県平和運動センター定期総会
- 8頁：「憲法を変えるな・政治を変えろ！」10.24 緊急行動
- 9頁：10.31 狭山再審請求市民集会

【11月・12月の主な活動予定】

- 11月3日(祝) 憲法のつどいひろしま2018（14:00～16:30：広島弁護士会館）
- 11月12日(月) 朝鮮学園支援チャリティー公演（18:30～20:30：アステールプラザ）
- 11月17日(土) 第55回護憲大会（佐賀市内）
～19日(月)
- 11月23日(祝) 部落問題学習フィールドワーク（大崎上島）
- 12月2日(日) 国民投票問題学習会（14:00～16:30：広島弁護士会館）
- 12月8日(土) 不戦誓いヒロシマ集会（10:00～12:00：自治労会館）

10/3 安倍改憲NO！街頭行動を実施

平和運動センターなど「戦争をさせないヒロシマ 1000 人委員会」は 10 月 3 日の夕方 5 時半から 6 時半にかけて、広島市中区本通の青山前において、「安倍改憲 NO！全国 3000 万人署名」を市民へ訴えました。「戦争をさせない・9 条壊すな！ヒロシマ総がかり行動実行委員会」として、この日は本通り青山前と福屋前の 2 か所に分かれて実施され、青山前において実施した 1000 人委員会の行動へは 28 人が参加して、リレートーク、ビラ配布、3000 万人署名の呼びかけを行いました。

沖縄の知事選挙で、政権与党の推薦候補を破りオール沖縄の推薦で闘った玉城デニー氏の勝利に触れながら、

「沖縄県民の辺野古基地建設反対の声をしっかり打ちだし勝利したことは、安倍政権の軍事基地建設ごり押しに屈しない沖縄県民の意思の表れであり、民意に沿う政治姿勢が問われている」「憲法改正より政治姿勢を正すことが民意です」との呼びかけに、多くの市民が耳を傾けていただき、「安倍 9 条改憲 NO！」の署名にも応じてくださいました。

(1 時間の行動で 51 筆の署名をいただきました。) 一方の福屋前の行動には 9 条ネット・共同センターなどから 31 人が参加し 46 筆の署名を集めました。

広島市内だけでなく、県内各地においても 3 日や 19 日に同様な行動が実施されています。



「被爆二世集団訴訟」第 6 回口頭弁論の報告

10 月 9 日（火）、新たに金属探知ゲートを設置し、セキュリティ強化した広島地裁 302 号法廷に原告 12 名が出廷し、広島原水禁の金子哲夫代表委員、在外被爆者裁判等を支援してきた田村和之広大名誉教授、大阪の振津かつみ医師をはじめとする支援者 24 名が傍聴するなか、第 6 回公判が開かれました。

今回の公判では、6月に被告であるが国側が提出した①「被曝の遺伝的影響の立証責任は国ではなく原告（訴えた我々被爆二世）にある」②「遺伝的影響の科学的知見は存在しない」とする国の弁論（「第3準備書面」）への反論となる「原告ら準備書面2」（一国の主張①への反論）を証拠として確認し、次回公判を、さらに予定している原告の反論書（「原告ら準備書面3」一国の主張②への反論）提出後の2019年2月12日（火）とすることが決定されました。

我々の反論・「原告ら準備書面2」は全体で28頁。その中身は、「被曝の遺伝的影響の立証責任は国ではなく原告にある」との国の主張が最大の拠り所とし“錦の御旗”としている「原爆被爆者対策基本問題懇談会答申（基本懇答申・1980年12月発表）」への検討・批判となっています。

「基本懇」は、1978年3月、韓国人の被爆者健康手帳交付を巡る訴訟の最高裁判決で「原爆医療法には、国家補償的配慮が根底にある」と判断されたことをきっかけに、「被爆者対策の理念を明確にするため」として、1979年6月に時の橋本龍太郎厚生相の諮問機関として設置されたものです。そのメンバーは当時の“各界の権威者”たる大学教授や元最高裁判事ら7人で、座長は茅誠司元東大学長が務めました。国家補償に基づく被爆者援護法の制定を求めて運動する被爆者たちの期待が高まるなか、1980年12月に報告書・「基本懇答申」が出されます。しかしその内容は期待を大きく裏切り、「原爆被爆者対策は『国家補償』ではなく、『広い意味における国家補償』である（にすぎない）。—原爆被害も他の戦争被害同様に“等しく受忍”すべきだ」としたものでした。

現に、今次裁判において、国は「基本懇答申」を援用して「被爆者援護法は複合的性格（社会保障法と国家補償法の両方の側面）を有しており、国家補償的側面のみを強調するのは誤りである」から、被爆者の援護は社会保障の範囲内にとどめるべきで、社会保障法上の被害である被爆二世の被害—「被曝の遺伝的影響」の立証責任は国ではなく原告にあると主張しています。

従って、「原告ら準備書面2」では、「基本懇」の14回にわたる会議録を精査することで、その設置経緯・目的が「国家補償の精神に立った（国家補償に基づく）援護法制定」という被爆者・原水禁運動の動きを封じることにあつたこと、さらには委員達の意見が政府・与党の意を忖度した厚生省官僚によって意図的に誘導された、あるいは迎合していったことを明らかにしています。（その意味では、他の被爆者裁判にとっても有用・重要な書面となっていると思われます。）

基本懇そのものは非公開で議事録も残されていないとされていましたが、「東京新聞」の情報公開請求により2013年10月に委員の氏名が明らかにされ、議事録中の発言者氏名も公開されています。しかし、今次裁判において国が提出した書面においては氏名がマスキング（黒塗り）された文書が使われています。弁護団はこの点について口頭弁論の中で国側にその意図を問い、裁判長は2019年1月をメドに国が原告に対して「マスキングされていない文書にさしかえるか否か」の回答を行う旨確認しています。

報告集会では、長崎被爆二世集団訴訟の原告でもある全国被爆二世協の崎山昇会長の挨拶に続き、自らも被爆二世である在間秀和弁護団長が、「ほぼ想定通りの展開で佳境に入りつつある」との認識を示したうえで、「（基本懇では）二世問題は真面目に議論されているとは言い難い—被爆者に寄り添う議論になっていないことを明らかにした」と今次書面の丁寧な解説を行いました。

被爆者と被爆者運動に対する侮蔑と偏見に満ちあふれた議論がなされていたことを明らかにした論文を証拠として提出した田村教授からは、不存在とされていた手書きの速記録はコピーにコピーを重ねたものであった（省内での利用・検討が繰り返されていた）ことや、被爆者行政の変質は（基本懇以前の）医療法成立数年後から既に始まっていた等の興味深い助言がなされました。

金子代表からは、原爆死没者への弔意（金）にこだわった被爆者運動の本質は、「国家補償を」実現することにあつたこと（その被爆者の願いを受任論で断ち切る流れを作った「基本懇答申」の罪深さ）を訴える発言を頂きました。

「我々は、この裁判で国家補償を勝ち取り、戦争責任を問う」との寺中正樹全国被爆二世協副会長の力強いことばが、1時間を超える熱の入った報告集会のまとめとなりました。

援護法の「3号被爆者」の定義は「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の“影響を受けるような事情の下にあった者”」であり、“影響を受けた者”とはなっていません。被爆二世には、身体に原子爆弾の影響を受けるような事情があつたにもかかわらず、国は「健康被害が原子爆弾の放射能の影響によるものである」という因果関係の存在を前提とする議論にすり替えた反論を行っているのです。放射能被害の実相・本質を理解しようとし（捻じ曲げようとする）姿勢に怒りを禁じ得ませんし、今次書面はこの点も明記しています。引き続き皆さまの被爆二世裁判へのご支援・ご注視をお願い致します。

報告者：被爆二世集団訴訟原告・広島県被爆二世団体連絡協議会幹事 岸本伸三

「2018 部落解放・人権確立を求める県民集会」開催される

10月14日福山市人権交流センターにおいて2018年部落差別撤廃・人権確立を求める県民集会が開催され、県内各地から500人の参加がありました。

開会あいさつで、岡田英治部落解放同盟広島県連合会委員長（集会実行委員長）から、7月の豪雨災害被災者への哀悼とお見舞いの言葉の後、「今安倍政権の下で政治の私物化、政官財の劣化が進み、

人権や民主主義が否定され、戦争のできる国づくりという危険な政治が行われている。人権破壊は平和の危機でもあり、安保法制（戦争法）や共謀罪法の強行採決、防衛費増大、日米の軍事的



つながりの強化という政治に終止符を打つべく被爆地ヒロシマから平和と人権思想を発信し続けることを確認し合いたい。部落差別、外国人差別、障がい者差別などの横行は安倍政治の表れであり、日常の人権感覚を研ぎ澄ませることが問われている。部落差別解消推進法が制定されたが、具体的実効性のあるものにするために、行政に対して具体的な取り組みを要求していかなければならない。本集会で人権確立のために差別を断ち切る感覚を養っていこう。」と呼びかけられました。

集会は午前中、基調報告とフィリピン先住民の実態と運動について記念講演がありました。記念講演ではフィリピンの「コルディレラ人民同盟議長」ウィンデル・ボイングトさんから、自国の軍隊や日本の住友金属などの大資本による土地の収奪に対する反対運動の現状と、民族の文化や自分たちの土地における生活を守る闘いの報告がありました。

午後は5つの分科会に分かれて、部落差別をはじめとする差別事象の取り組みの報告を受けて意見交換を行い、部落差別撤廃と人権確立に向けて学びあいました。

.....

10.19 朝鮮学校高校無償化裁判支援街頭行動

10月19日夕方5時から県庁前において、朝鮮学校の生徒・教員・オモニ・支援する会など約30人が参加し「朝鮮学校が無償化から除外されたことは日本人が朝鮮人を差別し敵対させる目的以外の何物でもない！」と訴えました。

昨年の7月に出了された広島地裁における朝鮮学校の生徒には授業料無償化制度から排除するという国の判断を適合とした判決以来、全国で朝鮮学校の生徒への無償化適用除外の差別扱いを許さない闘いが続いています。広島県以外の全国4か所の学園を有する都府県でも多くの裁判で反動判決が続いているのは、安倍政権のとりわけ北朝鮮敵視政策に司法までもが「忖度」し、更に県や広島市までが国の圧力に屈して補助金の一律廃止を行ったことも含めて、私たち日本人としてどう考えるかが問われています。

私たちは①朝鮮半島を植民地化し、戦時中に徴用され日本で生活を余儀なくされた歴史的背景と現在に至る苦勞を学ぶこと②世界人権宣言以降、幾度も国連から勧告を受けながらも無視し続ける日本政府の姿勢批判③ヘイトスピーチや在特会の朝鮮学校への攻撃などは政府が差別を助長していることから発生し続けていること④この問題をマスコミも報じないことにより無関心層を生んでいること。

私たちは、民族排外主義による分断・差別の先には、平和と民主主義の破壊と戦争への道につながるのと危機感を持つことです。私たちが求める東アジアの平和の構築に向



けての運動でもあるこの問題への積極的支援と連帯が問われています。

平和運動センターは広島高裁控訴審裁判闘争勝利するために「支援する会」の呼びかけに応じて、6月から「公平な裁判を求める署名」活動と共に、毎月の街

頭における市民への訴えの行動へ連帯参加をしています。夕暮れが早くなった広島県庁前において行われた今回の行動に約 30 人が集まり、朝鮮学園の生徒・教員・オモニの会・支援者が次々にマイクを握り、市民へのアピールを行い、ビラ配布、公平な裁判を求める署名要請を行いました。

第 11 回中国人受難者追悼・平和と友好を祈念する集い

10 月 21 日（日）、「広島安野・中国人被害者を追悼し歴史事実を継承する会」（以下、「継承する会」という）の主催で、「第 11 回中国人受難者を追悼し平和と友好を祈念する集い」が安芸太田町坪野の中国電力安野発電所横に建立されている「安野中国人受難之碑」前で開催され、53 人が参加しました。この集いは、毎年、10 月第 3 日曜日に開催することとされています。

集いに先立ち、11 時から現地でフィールドワークが行われ、西松建設によって強制連行された中国人が建設した坪野貯水槽を見学したり、当時の様子を知る栗栖薫さんから証言を聞いたりしました。



集いでは、冒頭、参加者全員で黙祷を捧げた後、「継承する会」の足立修一代表世話人が「西松安野友好基金を通じた和解事業によって築かれた日中間の友好と交流をさらに深め、被害者の追悼、歴史の継承を継続していく」と決意が述べられた。

続いて、来賓の王小軍（安野中国人受難者遺族）さん、小坂眞治（安芸太田町長）さん、藤井慧心（善福寺住職）さん、西迫利孝（広教組委員長）さんがそれぞれ挨拶されました。王さんは、安野発電所の建設工事に強制連行され、広島刑務所で被爆した故・徐立伝さんの孫にあたり、「祖父が労働させられた場所に立ち、昔のことを偲び、犠牲となった死者の魂を慰めたい。歴史を鏡とし、平和を尊び、誤った歴史を再び繰り返さず、日中両国の友好が続くように願っている」と述べられました。

その後、竹内ふみさんによる二胡の演奏が行われる中、参加者全員で碑前に献花を行った。集いの後には、善福寺へ移動し、藤井住職による追悼法要が行われました。

今後も、一人でも多くの人々が「受難の碑」の前に立ち、碑に刻まれた「歴史を心に刻み、日中両国の子々孫々の友好を願ってこの碑を建立する」という言葉の意味について深く考えていくことによって、すべての人の尊厳が尊重される社会を構築していきたいとの思いを強くしました。（平和運動センター副議長：西迫利孝）

広島県平和運動センター第 24 回定期総会開催

～ 1 年間の活動方針を確認～

10 月 23 日、自治労会館で広島県平和運動センター第 24 回定期総会が 52 人の参加で行われました。冒頭、佐古議長から「安倍政権は、森友・加計問題や憲法改悪を推し進めるなど、政治を私物化している。これまでも増して、憲法改悪阻止にむけた取り組みを強化しなければならない。朝鮮半島をめぐる情勢は一気に雪解けの様相を呈し、対話・融和が進もうとしている。安倍政権は圧力を強めているが、そこから真の平和は生まれない。来年の統一自治体選挙および参議院議員選挙勝利にむけ、安倍政権に反対する勢力を総結集し、政権打倒にむけた様々な課題に取り組む」とあいさつがありました。

その後、連合広島久光会長をはじめ、6 人の来賓からそれぞれ連帯のあいさつを受けました。続いて議事に入り、2017 年度活動報告、決算報告、会計監査報告、2018 年度活動方針（案）、予算（案）がそれぞれ執行部から提案され、賛成多数ですべて承認されました。



新旧役員あいさつを経て、「民意に反する政治に終止符を打つために、地域・職場で安倍政権の憲法破壊に対してNO！を突き付け、世論を引き付け、憲法を活かす広範な運動を展開する」とした総会宣言を全員の拍手で採択し、佐古議長の団結ガンバローで総会を終了しました。

「憲法変えるな・政治を変えろ！10・24 緊急行動」

第 197 臨時国会が開会した 10 月 24 日午後 5 時半から「戦争させない・9 条壊すな！ヒロシマ総がかり行動実行委員会」の呼びかけで「憲法変えるな・政治を変えろ！10・24 緊急行動」が、53 名の参加で、本通り青山前で、実施されました。

この緊急行動は、9 月 20 日自民党総裁選挙で 3 選を果たした安倍首相が繰り返し主張している「臨時国会への自民党憲法改正案の提出」の危険性と「安倍政権の退陣」を広く市民に訴える行動として実施されました。

午後 5 時半から始まった街頭行動は、まず最初に「総がかり行動実行委員会」の代表世話人である山田延廣弁護士があいさつ。

続いて、「総がかり行動実行委員会」の呼びかけに応えた参加した県内の立憲野党4党の代表が、次々とアピール。最初は国民民主党 佐藤広典さん（広島県総支部連合会・副代表）、続いて日本共産党 高見篤己さん（広島県委員会・常任委員）、次に登壇したのは社民党 檀上正光さん（広島県連合・代表）、最後は新社会党三木郁子さん（広島県本部・委員長）。各党代表からは、それぞれの立場から「森加計問題」「消費税増税」「社会保障の後退」「軍事費の吐出」などなど今国会での課題を訴えながら、国会論議を通じて「安倍政権を退陣に追い込む」決意が表明されました。特に、先の沖縄知事選挙で示された民意を無視する安倍政権の姿勢を厳しく批判するとともに、沖縄知事選挙が示した野党共闘の力こそ、安倍政権を退陣に追い込む力となることも訴えま



した。
各党代表によるアピールに続いて参加者のリレートーク。最後に訴えた「戦争させない千人委員会」の金子哲夫さんは、「今日の安倍首相の所信表明でも、

憲法改正への意欲を強調した。憲法の改正案を提案できるのは国会のみ。首相には、憲法尊重擁護の義務があるだけ。こんなことが許されるはずがない。」ことを訴えながら「憲法の改正は、最後は国民投票。市民の皆さん一人一人がもっともって政治に関心を持っていただきたい。私たちとともに政治を監視してほしい。」と市民の皆さんと共同するための今日の行動であったことを最後の訴え、「10・24 救急行動」を週徴しました。

10.31 狭山再審請求市民集会開催 ～東京高裁は直ちに再審開始を～

44年前の10月31日に東京高裁の寺尾正二裁判長によって出された、狭山事件の石川一雄さんへの無期懲役という不当判決。あれから44年間「みえない手錠」を今もなお外すことができない状態におかれている石川さんの無実と再審を求め、冤罪を許さない思いをもって、全国から部落解放同盟員や支援する仲間約2000人が、反動判決が出された10月31日の午後12時30分狭山再審を求める市民集会が開催される秋晴れの日比谷野外音楽堂に結集しました。平和運動センターなど部落解放広島県共闘会議から5人がこの集会へ参加しました

集会はイベントとして、こむろゆいさんと河野俊二さんによる歌と演奏によるメッセージがありました。このイベントに、布川事件の被告で石川さんと「獄友」として冤罪からの解放を共に闘っている桜井昌司さんも登場され、歌を披露しながら石川

さんの再審へ力強いアピールと、映画「獄友」の上映会を拡げてほしいとのメッセージがありました。

集会の開会あいさつに立った組坂繁之部落解放同盟中央本部委員長は、集会参加へのお礼の言葉に続き「石川さんは冤罪で逮捕後 55 年間闘ってきて今 80 才、弁護団の力と全国の有志の署名などで何とか数種類の証拠を東京高裁に出させることができた。万年筆のインクや筆跡は別物という新たな弁護鑑定をもとに、高裁への再審請求を行っているが、一刻も早く再審の扉を開けていかなければならない。これからも支援の輪を拡げて、何としても石川さんの見えない手錠を外すために全力の支援を」と訴えられました。

続いて、各政党からの支援の挨拶のあと、石川一雄さんが妻の早智子さんと一緒に登場され「80 歳になって身体も段々と弱ってきたが、多くの皆さんの支援によって何とか踏ん張って今日まで元気に過ごしている。この不当な差別裁判に勝利するまで、私は負けない！冤罪をなくすため、まっとうな裁判を求め、未来のために闘う！」と力強くアピールがされました。



その後弁護団報告、基調提案、他の冤罪と闘う人達からの連帯アピール、集会呼びかけ人の狭山事件の再審を求める市民の会を代表して作家の中山千夏さん、ルポライターで事務局長の鎌田慧さんから「この国は強者を守り弱者を切り捨てる権力の横暴国家になろうとしている、再び戦争への道を歩まんとする強暴国家にさせてはならない。三権分立を絵空事にしてはならない」などのアピールがあり、参加者一同狭山一事件の再審請求のためでなく、冤罪の背景である差別・分断・国家権力の横暴を許さず、民主主義を守る社会の構築という目的をもった運動の展開であることを再確認する集会でした。

集会後参加者は「石川さんは無実だ！」「東京高検は全ての証拠を提出せよ！」「高裁は直ちに実証確認を行え！」「狭山差別裁判糾弾！」のシュプレヒコールを上げながら日比谷公園から数寄屋橋を経て常盤橋公園前まで約 2 キロのデモ行進し流れ解散をしました。

.....

(編集後記)

安倍政権の「終わりの始まり」を確実にするために、民意をないがしろにする政治姿勢糾弾の教宣活動をすべての組織で強化していきましょう。